

※本回答要領は、高等学校及び中等教育学校向けに作成したものです。

【別紙2】

高等学校及び中等教育学校における「通級による指導」実施状況調査 回答要領

1. 期間

令和元年度（1年間）

2. 対象

全ての高等学校及び中等教育学校（国公立の別は問わない。）

※全日制、定時制又は通信制の課程の別に関わらず、全ての高等学校及び中等教育学校（以下「高等学校等」という。）を調査の対象とする。ただし、専攻科及び別科は調査の対象外とする。

3. 方法

(1) 次のURLにアクセスし、令和2年10月30日（金）までに令和元年度における「通級による指導」の実施状況を回答すること。

URL : https://pf.mext.go.jp/admission/form_15932.html

(2) 分校を置く高等学校等においては本校と分校それぞれの状況について、また、2つ以上の課程を置く高等学校等においてはそれぞれの課程の状況について、それぞれの担当者がWEBフォームから回答すること。ただし、複数の校舎が有る場合、校舎ごとに分けて回答はせず、本校又は分校の別及び課程の別に集計した上で回答すること。

【回答例】本校・分校それぞれに全日制と定時制の課程を置く高等学校の場合
⇒ 本校の全日制、本校の定時制、分校の全日制及び分校の定時制の状況をそれぞれの担当者がそれぞれWEBフォームにアクセスし、回答

4. 回答するに当たって

(1) 本調査は令和元年度（1年間）の状況を把握するものであることから、2学期のみ「通級による指導」を行った生徒や「通級による指導」を行っていた生徒が年度途中で転校等した場合も「実際に『通級による指導』を行った生徒」として計上すること。

(2) 「自校通級」に限らず「他校通級」や「巡回指導」を行った生徒についても「実際に『通級による指導』を行った生徒」として計上すること。

5. 「通級による指導」とは

(1) 「通級による指導」とは、通常の学級に在籍している障害のある児童生徒に対して、各教科等の大部分の授業を通常の学級で行いながら、一部の授業について当該児童生徒の障害に応じた特別の指導を特別な場で行う指導形態のことをいう。

(2) 「通級による指導」は、特別支援学校学習指導要領に示されている「自立活動※」に相当する、障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的とするとされており、単なる各教科の遅れを補充するための指導とは異なる。

(3) 「通級による指導」の対象となる障害種は、言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害、注意欠陥多動性障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱である。

次頁あり

- (4) 「通級による指導」の実施形態には、自校通級（生徒が在籍する学校において指導を受ける）、他校通級（他の学校に通級し、指導を受ける）及び巡回指導（通級による指導の担当教師が該当する生徒のいる学校に赴き指導を行う）がある。
- (5) 「通級による指導」は、（特別の指導を）「教育課程に加え、又はその一部に替える」ものであり、教育課程の特例となることから、教育課程の編成を行う各学校の校長が、対象となる児童生徒の実態把握等を適切に行った上で、判断することになる。

※自立活動とは

個々の生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基礎を養うことを目標に行われる活動をいう。健康の保持、心理的な安定、人間関係の形成、環境の把握、身体の動き、コミュニケーションの6区分27項目の中から、個々の生徒に必要とされる項目を選定し、それらを相互に関連付けて具体的に指導内容を設定する。

【お知らせ】

文部科学省では、令和2年3月に「初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド」を作成しました。専門用語を避け、平易で簡潔な説明としたり、適宜既存の参考資料等にリンクを貼ることでガイドの分量をコンパクトにしたりするなど、初めて通級による指導を担当する方にとって、分かりやすいものとなるよう作成しています。

次のURLから御覧になれますので、是非御活用ください。

<https://www.mext.go.jp/tsukyu-guide/index.html>

(ガイドの内容)

- 第1章 通級指導を担当するに当たって
- 第2章 通級指導の1年間の流れ
- 第3章 実践例
- 第4章 知っておきたい基本事項・用語